

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

18' 予算額 19' 予算額
120百万円 → 127百万円

【事業の目的】

- 医療の質と安全・安心を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について正確な死因の調査分析を行い、同様の事例の再発を防止するための方策が、専門的、学際的に検討され、広く改善が図られることが必要。

【事業の概要】

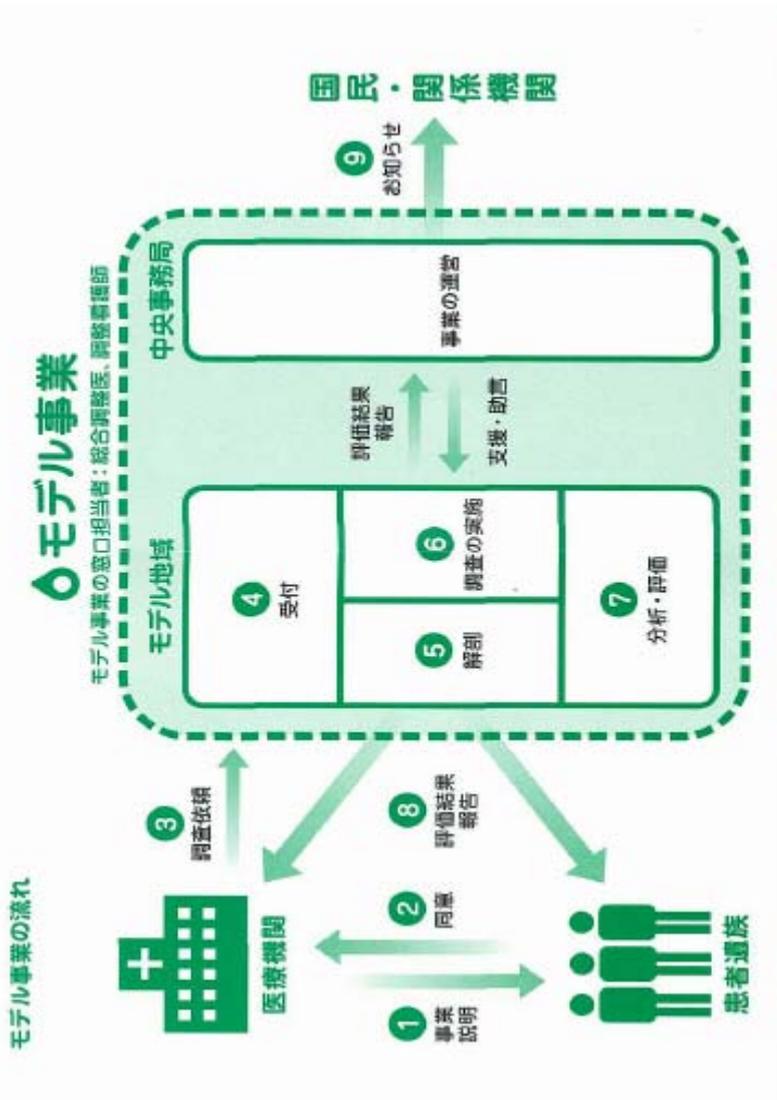
- 本事業は、関係学会の協力を得て、モデル地域において、医療機関から診療行為に関連した死亡について、臨床医、法医学者及び病理学者による解剖を実施し、さらに専門医による事案調査を実施し、診療行為との因果関係の有無及び再発防止策を総合的に検討するもの。

実施主体 (社) 日本内科学会

モデル地域 7か所

(札幌市、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、兵庫県)

事例数 55例 (H19.6.12現在)



- ① 医療機関からモデル事業の説明を行います。
- ② 患者様ご遺族から同意をいただきます。
- ③ 医療機関からモデル事業に調査を依頼します。
- ④ モデル地域の窓口で受け付けます。
- ⑤ 解剖担当医(法医・病理)、臨床専門医の立ち会いの下、解剖を行います。
- ⑥ 臨床専門医による調査や聞き取りを行います。

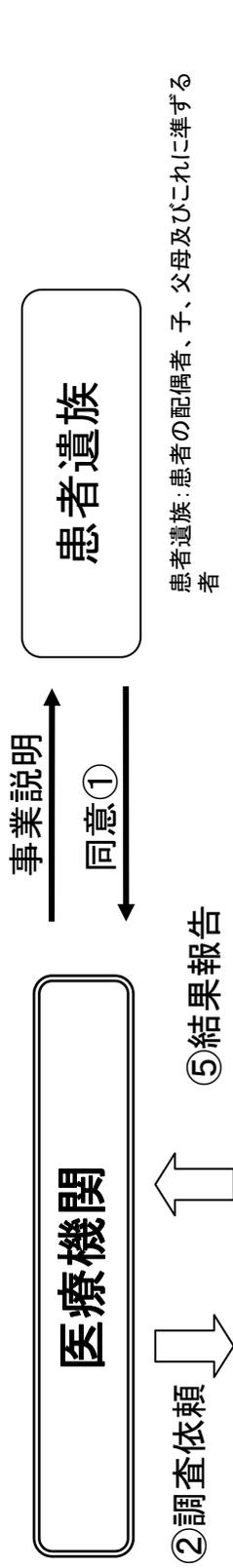
① 解剖結果・調査結果を踏まえ、分析・評価を行います。

③ 評価結果について、ご遺族、医療機関にご説明いたします。

④ 個人や医療機関のプライバシーに十分配慮した上で、必要な情報を国民・関係機関にお知らせします。

※地域毎の手続きの詳細については、それぞれのモデル地域事務局にご確認ください。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(標準)



患者遺族：患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者

【事業の流れ】

- ①医療機関からモデル事業の説明を行い患者の遺族から同意書をいただきます
- ②医療機関からモデル事業に調査分析を依頼します
- ③医療機関に対する聞き取り調査や診療録の調査等が行われます
- ④解剖が行われ、死亡検案書が患者遺族と医療機関に渡され、暫定的な結果について説明されます
- ⑤調査結果と解剖結果等をもとに地域評価委員会が評価が行われ、作成された評価結果報告書の内容について医療機関及び患者遺族に説明されます
- ⑥評価結果報告書をもとに、今後の予防策、再発防止策等について検討され実績が公表されます

